（質問者１）

カジノライセンスの期間が３年と聞いているが、初期投資とのリスク・リターンの考え方で、あまりお金をかけないで陳腐な投資しかできないという懸念はないか。

（回答者：職員）

カジノ事業の免許の有効期間は３年、区域整備計画の認定期間は当初10年で、５年毎の更新と法律で定められている。そうした点から事業者には一定のリスクはあるかと思うが、投資への影響については、今後の状況を注視していきたいと考えている。

（質問者２）

講師の話を聞いて、私自身がデータをきちんと把握していなかったと感じ、ＩＲについては少し推進に傾いたかなという感じである。国においては、スーパーシティ構想を推進しているが、大阪・関西万博をまちづくりとして捉えたときに、この構想とセットになったような動きがあるように思っているが、大阪府・市として、ＩＲ、万博、その後に続くようなスーパーシティ構想について、全体的にどのように描いているのかお聞きしたい。

（回答者：職員）

スーパーシティ構想については、ＩＲ推進局の所管外であり、お答えすることは難しいところもあるが、大阪府市としては、夢洲を国際観光拠点として、多くの外国人を呼び込むことができるエリア、また新たな産業を生み出すエリア、そうした場所にしていきたいと考えている。知事も発言しているように、キタ・ミナミに対して、夢洲のあるベイエリアをニシという新たな拠点にしていきたいと考えている。

（質問者３）

ＩＲでは富裕層をターゲットにしていくのではないかと思うが、今、インバウンドの増加は落ち着きつつあり、特に、韓国からの来訪者が減っている状況である。今後どのような影響が考えられるのかお聞きしたい。

（回答者：高橋教授）

確かに、京都市のように混雑状況がはっきりと目に見えてきた地域で、富裕層に舵を切ったマーケティングを展開することは非常に分かりやすい動きだと思う。

韓国との間は、訪日客数がこのところ対前年比でマイナスになっており、政治環境がよくないということが、とうとう草の根レベルにまで及んできてしまったのかと、ある意味残念なことではある。それに対して大阪観光局が意識して対策しているのかどうか私は知らないが、少なくとも、若い方々にはお金がなくても来ていただきたいと思う。ゲストハウスに泊まっていただいても結構だし、ぜひ日本のよさを知って、平和創造も含めた戦略的な波及効果としての役割を観光に持たせながら動いていただきたい。

例えばＩＲが完成した時には、ＩＲ側としてのマーケティングのやり方は当然あるとは思うが、特に今混雑していてどうしようもないなという状態でなければ、もう少し平準的なマーケティング、いわゆる富裕層でないといけないということではなく、それぞれの層の皆さん方に観光消費を促す魅力ある商品を開発することが大阪では必要なのではないかと思う。

（質問者４）

ＩＲでインバウンドをどんどん集客しようということだと思うが、実際にＩＲができたときに、インバウンドと日本人客の比率をどう考えているのか、事務局に伺いたい。

また、日本人等はカジノへの入場に際し６千円の入場料を支払うということであるが、結構ハードルが高いのではないか。日本では、ぱちんこ産業が盛んで、世界で１番ギャンブル等にお金を使っているのではないかと聞いたことがあるが、６千円のハードルをどのように考えているのか。海外のカジノで入場料を６千円取る所は本当に少数で、多分一つか二つしかないと思う。私もラスベガスに行くことがあるが、年齢制限のみで入場料はない。それが６千円の入場料を取られると、何回も来てくれるのだろうかと疑問に思っていて、３年、５年経ったときに、結局赤字になって事業者が撤退するようなことにならないだろうかと思っていて、先生のお考えをお聞きしたい。

（回答者：職員）

ＩＲ全体で年間来場者を1,500万人と見込んでおり、そのうち日本人が約85％、外国人が約15％と想定している。なお、カジノ施設については、年間590万人の利用を想定しており、そのうち日本人が約75％、外国人が約25％と想定している。

（回答者：高橋教授）

多くの日本人の場合は、そう何度も何度も行くようなことはなくて、一度行って楽しませてもらうということになるのではないか。また、最低の賭け金額がどうなるのかということによっても違いが出てくるだろうと思う。最低の賭け金額が5000円、ということになると、カジノに入場しても実際にゲームをやろうとする人たちと、しない人たちにはっきり分かれるだろう。賭けるということに対してあまり拒否反応がなく、楽しんで、用意していたお金がなくなったら終わりだと割り切りができる方にとっての入場料と、実際にお金を賭けるという事に対して、若干の拒否反応を持っている方にとっての入場料とでは、かなり差が出るだろうと思う。

こういうマーケティングを、国内客の入場料を8,000円と設定しているシンガポールのＩＲにおいてどのように展開しているのか研究したことがないので、正確にお答えできるということではないが、多分こういうことは、すでに経験したところが、それでも継続しているという事実をもって、現時点では判断をすることになると思う。

これは、大阪府市として想定しているのか、それとも事業者の経験的なものからしか出てこないのか。

（回答者：職員）

カジノ施設の利用者のうち、日本人を約75％と想定していると説明させていただいたが、この数字はＩＲ整備法の内容やＩＲ事業者との対話などを踏まえて設定したものとなっている。

（質問者５）

非常に夢がないというか、治安やカジノ等の話ばかりで、そういう対策も大事だろうが、そもそもＩＲの中でカジノの部分は３％であって、97％がエンターテイメントや会議場等であり、そちらの方がメインである。

日本人の利用者がかなりの割合を占めているのであるし、日本人が行ってみようかと思える夢のあるような話というのは、ＩＲ事業者が決まらないと出てこないのか。シンガポールの場合、カジノをしなくても楽しめる施設がいっぱいある。そういうことをなぜもっと発信しないのか。まだＩＲ事業者が決まっていないから発信できないのか。高橋先生の話にあったように、新しいリゾートができて日本人の方が楽しめるというトーンが、なぜ出てこないのか。

（回答者：職員）

今後、ＩＲ事業者を募集していく段階の中、大阪府市から具体的なイメージを提示した場合、それに縛られたアイデアしか出てこないことが懸念されるため、現時点ではイメージ画像等でしかお伝えできない状況である。しかしながら、今後、ＩＲ事業者が決まった段階では、ＩＲ事業者が考えている具体的な施設等をお示しすることによって、夢洲にできるＩＲがどのようなものなのか、具体的に想像していただけることになると考えている。

（質問者５）

民設民営という話があったが、シンボリックな施設をある程度具体的に示して配置を求めるということは考えていないのか。

（回答者：職員）

具体的に事業者へ提示する条件については、大阪府市の判断ということになるが、ある程度条件を示す方がいいのか、あまり条件を出さずに柔軟な発想を引き出す方がいいのか、そのあたりは、今後、国の制度設計等を見ながら検討していく必要があると考えている。

（質問者６）

投資規模について聞きたい。東京オリンピックの建設費用が当初予算の倍近くになったとのことで、事業計画がおかしくなっているという話を聞いた。ＩＲについては投資規模を9,300億円としているが、そのうち建設投資額をどの程度と想定されているのか。また、実際にこれが上振れする可能性はあるのか。上振れして、事業計画が成り立たなくなる心配はないのか。

（回答者：職員）

9,300億円は、ＩＲ事業者が投資する金額の想定であり、このうち約２割を開業準備経費と見込んでおり、建設投資額は約８割と考えている。この数字がどのように変動するか、具体的な想定はしていない。

（質問者７）

ＩＲに送客施設が整備されることになるが、送客される側である受入施設の整備に関する支援は想定されていないのか。送客施設だけが整備されても、受入れ体制が整っていない所には、結局お客さんは行かず、京都や神戸等に集中するだけではないのかと懸念している。

（回答者：職員）

受入側の環境整備も非常に重要であると考えている。大阪府では、受入環境整備にあたり様々な助成制度を設けおり、そうした制度も活用していただきながら、地域としても魅力を高めるための取組みを進めていただき、互いに連携していければと考えている。

（質問者７）

ＩＲ推進局が、ＩＲ事業者と受け入れる自治体との仲介をする可能性はあるか。

（回答者：職員）

具体的な送客のあり方については、今後、ＩＲ事業者から提案を募っていく中で、ＩＲ事業者がどのような形で地域に観光客を送るか、その中で自治体をどのように活用していこうと考えているのか、そのあたりの意見を聞きながら、検討していきたいと考えている。

（質問者８）

大阪の近隣地域のＩＲの誘致の取組みとの連携は考えているか。

（回答者：職員）

ＩＲ整備法において、ＩＲは全国で３か所となっており、他の誘致を検討している地域とは、互いに切磋琢磨しながら、競争していきたいと考えている。

（質問者９）

国の基本方針は、パブリック・コメントが実施されると聞いているが、実施方針の策定にあたっても、パブリック・コメントのような形で府民・市民の意見を求めるということは想定しているのか。

（回答：職員）

実施方針の内容や策定までの手続きについては、基本方針を踏まえて判断していくことになるため、現時点で、パブリック・コメントを実施するかどうかについては、お答えできない。

（質問者10）

私は、ギャンブル依存症という問題から、ギャンブル、カジノの問題を調べており、立場を旗幟鮮明にせよと言われれば、私はカジノに反対である。

講師の話を聞いて、私は、ＩＲとカジノの区別が明確にならなかった。私はカジノには反対しているが、ＩＲに反対しているわけではない。

例えば、MICE型のＩＲや、それから大阪だと、USJとコラボレーションするといった、ノンゲーミング型のＩＲというのは十分あり得るのではないか。それを大阪府はきちんと検証されたのか私は知らないが、そういうことをやはり目指すべきではないか。そうすれば、府民の反対もなく、賛成・反対と喧嘩をしなくてもいいと思うが、いかがか。

（回答：高橋講師）

確かに今おっしゃったような形のＩＲが実現すればいいなと私も思う。

ただ、全体面積の３％しかないカジノが、収益の多くを生み出している現実を見ると、ＩＲは、やはりカジノがあることによって運営されるというビジネスモデルになっているということは否めないと思う。ラスベガスの場合は、徐々にカジノの収益の比率が低くなってきているということでもあり、一挙におっしゃったような形になるのは難しいとは思うものの、日本のＩＲがMICEや、エンターテイメントが中心の売上げになっていくようになればいいと思う。

（質問者11）

今の方の話と同じように、やはり一番大きな論点はカジノの問題であると思うので、カジノを中心にした説明をされるのがよいと思う。それで今日の配付資料の12ページに、大阪ＩＲの想定事業モデルというものがあり、例えば、ゲーミング施設に年間日本人で590万人来るということになっているが、この内訳は、日本国全体から来るのか、大阪近辺から来るのか。年に590万人となると、結構日本人がカジノをすることになると思うが、評価をするためにも、裏づけ、根拠、エビデンス、そういったものを、もっときちんと事務局側に資料を整えてもらえればと思うが、どうか。

（回答者：職員）

ゲーミング施設への来場者を590万人と想定しているが、そのうち日本人については約440万人と想定をしている。国内のどこから来るかなど、その内訳については想定していない。また、細かな積算については、委託しているコンサルティング会社のノウハウによる部分もあるため、詳細についてはお答えすることができない。

（質問者12）

カジノは民設民営であるということだが、違法性が阻却されたというのはどのように理解しているのか。例えば納付金が30％あると、それから雇用しているということ、あるいは地域振興に資するということは、違法性の阻却に当たるのか。ＩＲ推進局としてどう考えているのか。

（回答者：職員）

賭博は刑法第185条、186条において禁じられているが、別途特別法において認められており、それによって、競馬や競輪といった公営競技が認められている。

違法性の阻却については、ＩＲ整備法の立法過程において、目的の公益性、運営主体等の性格、収益の扱い、射幸性の程度、運営主体の廉潔性、運営主体の公的管理監督、運営主体の財政的健全性、副次的弊害の防止の八つの観点から、刑法の賭博に関する法制との整合性が図られるよう検討されたものであり、これらの点についてはクリアされたものと考えている。